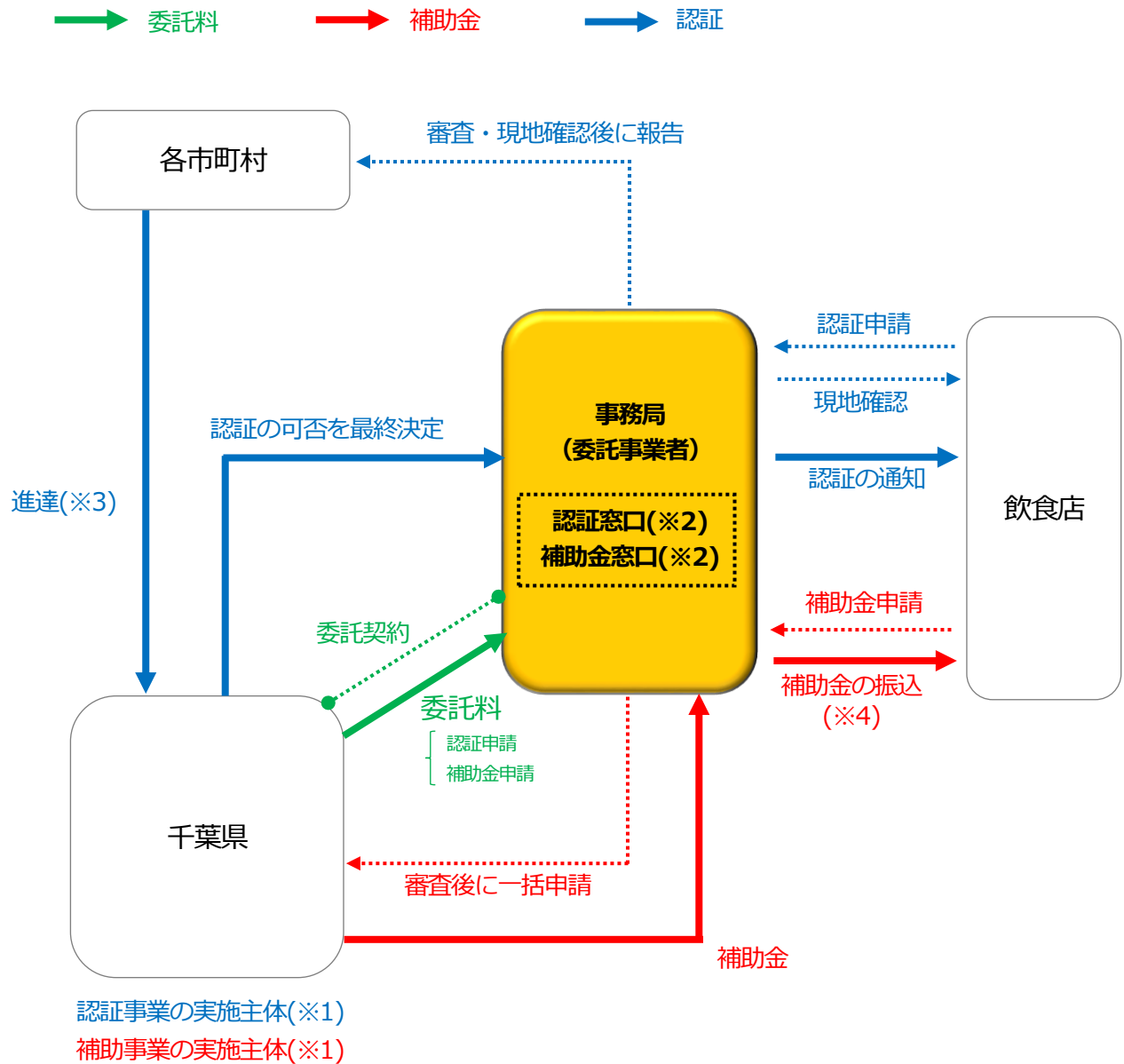


<参考>

【 全県展開における第三者認証制度のスキーム 】



- ※1 飲食店への認証事業及び補助事業の実施主体は県とする。
- ※2 民間の事業者へ認証事業・補助事業を委託する。
- ※3 委託事業者から報告がされた後に、各市町村が県へ進達を行う。  
(接待を伴う飲食店に関する進達については、特に慎重な確認をお願いいたします。)
- ※4 アクリル板等の機器購入に関する補助金 (上限 30 万・飲食店自己負担なし) 及び換気扇設置等の工事が伴う場合の補助金 (上限 70 万・飲食店の自己負担あり) の 2 種類の補助金を予定している。